

～ 企業の皆様へ ～

令和7年度いわて産業人材奨学金返還支援制度

認定企業を募集します！！



「いわて産業人材奨学金返還支援制度」の趣旨にご賛同いただける場合は、いわて産業人材奨学金返還支援制度認定企業申込書兼誓約書を岩手県に提出願います。

「いわて産業人材奨学金返還支援制度」とは

岩手県では、将来の本県産業を担う人材の確保と県内定住等を促進するため、本県産業を牽引する企業への就職を予定している学生や既卒者（県外就業中の方や県内に正規雇用で就業していない方）が、本制度の認定を受けた県内の企業（認定企業）に就職する場合、岩手県と認定企業とで出捐した基金により、奨学金の返還を支援する制度を運用しています。

【対象企業等】

岩手県内に事業所を有し、次のいずれかに該当する企業

①ものづくり・IT関連企業

日本標準産業分類に掲げる業種のうち、次の中分類に掲げる業種

18プラスチック製品製造業 19ゴム製品製造業 21窯業・土石製品製造業 22鉄鋼業
23非鉄金属製造業 24金属製品製造業 25はん用機械器具製造業 26生産用機械器具製造業
27業務用機械器具製造 28電子部品・デバイス・電子回路製造業 29電気機械器具製造業
30情報通信機械器具製造業 31輸送用機械器具製造業 32その他の製造業(時計・同部品製造業に限る)
39情報サービス業

②建設関連企業

産業分類に掲げる業種のうち、次の中分類に掲げる業種に該当する企業

06総合工事業 07職別工事業 08設備工事業 74技術サービス業(742土木建築サービス業に限る)

③地域未来投資促進法分野

地域未来牽引企業 地域経済牽引事業計画承認企業

④若者女性活躍関連企業 **NEW**

いわて女性活躍認定企業、くるみん等認定企業、えるぼし等認定企業、ユースエール認定企業

⑤働きやすい職場関連企業 **NEW**

いわて働き方改革推進運動参加企業、いわて子育てにやさしい企業等認証企業

【認定企業のメリット】

- ・本制度の認定企業であることを、大学生等の採用のインセンティブとして活用いただけます。
- ・県HPや大学等へ配布するチラシ等で認定企業を周知します。
- ・基金へ寄付することにより税法上の優遇措置が受けられます。

【認定企業の責務】

- ① 本制度により支援対象者と認定された者を正規雇用により採用する場合、当該支援対象者への助成金交付決定額の1/2に相当する額を県に寄附していただきます。（県は同額を出捐し、認定企業と協力して支援対象者に助成します）
- ② 支援対象者を採用した場合は、当該支援対象者が制度適用のために行う交付申請・助成申請等手続きの補助を企業に行っていただきます。

【支援対象者・支援上限額・寄附金額】

寄附金額は返還支援金額の1/2となります。ただし、支援対象者の区分に応じて上限があります。

なお、予算上限に達した場合は支援対象者に認定となりませんのであらかじめご了承下さい。

支援対象者	助成率	支援上限額 (1名当たり)	寄附金額 左記金額の1/2
大学及び大学院の在学期間を通じて奨学金の貸与を受けていたもの(6年制大学含む)	1/2	250万円	最大125万円
大学の在学期間に奨学金の貸与を受けていたもの(高等専門学校の専攻科含む)		150万円	最大75万円
大学院の在学期間のみ奨学金の貸与を受けていたもの		100万円	最大50万円
高等専門学校の在学期間に奨学金の貸与を受けていたもの		70万円	最大35万円

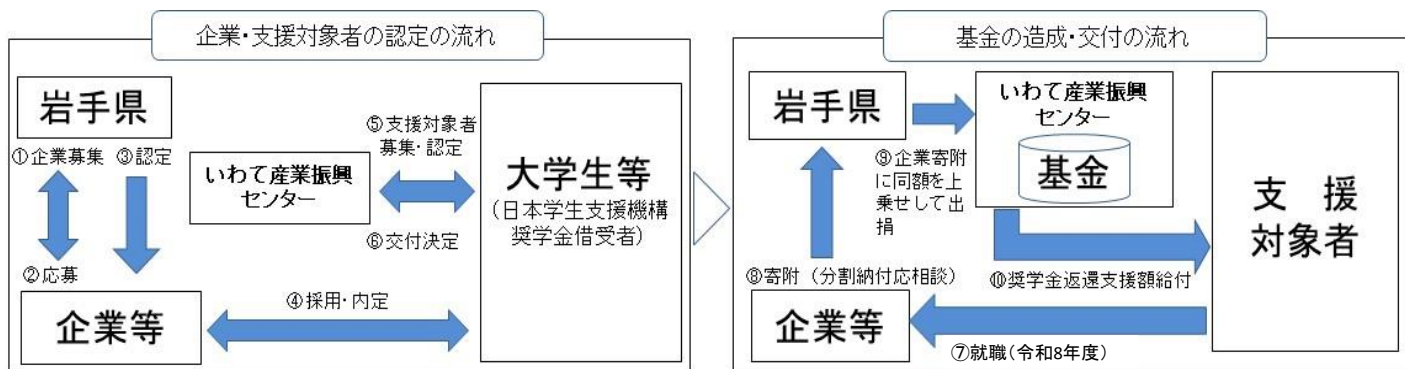
【募集期限】

認定企業の募集は通年で行います。

なお、認定前に支援対象者を採用した場合は本制度の対象外となりますので御注意ください。

(令和8年4月に支援対象者を採用する場合は令和7年度中に認定される必要があります。)

制度の流れ



【書類の提出方法・お問合せ先】

1. 提出書類

- ア いわて産業人材奨学金返還支援制度認定企業申込書兼誓約書(様式第1号)
- イ 履歴事項全部証明書(3か月以内に発行されたもの)
- ウ 会社概要(概要が分かる会社案内、パンフレット等)
- エ 対象分野が3.4.5に該当する場合は認定証等の写し

2. 提出方法

郵送、持参又は電子メールで、下記お問合せ先へ提出してください

3. お問合せ先

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

岩手県 商工労働観光部 ものづくり自動車産業振興室 ものづくり産業振興担当

TEL 019-629-5552 FAX 019-629-5569

電子メール: AB0005@pref.iwate.jp